各 出版社 殿

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課障害者学習支援推進室 地域学習推進課図書館・学校図書館振興室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 経済産業省商務・サービスグループ 文化創造産業調

出版者からの電磁的記録の提供について (読書バリアフリー法第11条、第12条関係)

日頃から視覚障害者等の読書環境の整備の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し 上げます。

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)は、視覚障害者等(視覚障害者、読字に困難がある発達障害者(ディスレクシア等)、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者、以下同じ。)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として施行されました。

この読書バリアフリー法第 11 条においては、特定書籍及び特定電子書籍等※の製作を行う者(以下「特定書籍等製作者」という。)に対する、出版者からの書籍に係る電磁的記録(PDFやテキストデータ等)の提供を促進するため、また、同法第 12 条においては、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、国はその環境の整備その他必要な施策を講ずるものとされています。

特定書籍等製作者及び視覚障害者等に対する電磁的記録の提供を進めるため、各 関係者、各出版者におかれては、下記について、十分に御了知の上、読書バリアフ リー法の趣旨や目的を踏まえ、また著作権法の規定に則り、特定書籍等製作者及び 視覚障害者等に対する電磁的記録の提供に御協力いただけますようお願いします。 なお、電磁的記録の提供に関する理解促進に向けたチラシ(別添資料2)を作成しましたので、御参照いただくとともに、各関係者等に対する周知にも御協力いただけますようお願いします。

※特定書籍とは、読書バリアフリー法第11条第1項に規定される著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LL ブック、布の絵本等)のこと。

特定電子書籍とは、読書バリアフリー法第 10 条第 1 号に規定される著作権法第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(テキストデータ、音声デイジー、マルチメディアデイジー等)のこと。

記

## 1.読書バリアフリー法第11条関係(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

点字図書館などの視聴覚障害者情報提供施設、公共図書館、学校図書館等(※1)は、著作権法(※2)を遵守し、印刷された書籍等について、視覚障害者等の利用しやすい書籍・電子書籍等(※3)を製作することによって、障害のある方々の読書環境の整備に取り組んでいます。点字図書や拡大図書等の製作にあたっては、印刷された書籍等のテキストデータが提供されることで、正確で効率的な製作が可能となることが期待されています。

ついては、<u>視覚障害者等が利用しやすい書籍の充実が図られるよう、図書館等からの要請に際し、各々が出版する書籍に係る電磁的記録の速やかな提供に御協力ください。</u>

- ※1 著作権法施行令第2条第1項で規定される者
- ※2 著作権法第37条第1項及び第3項
- ※3 読書バリアフリー法第2条

## <参考> 文化庁ホームページ

- ・令和5年度著作権テキスト 「著作者の権利の制限」
- 13. 著作者の権利の制限(許諾を得ずに利用できる場合)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401\_11.pdf

(該当箇所: P60 、P77)

・著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\_hokaisei/

(該当箇所:(3) 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備)

## 2. 読書バリアフリー法第 12 条関係(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の 販売等の促進等)

令和6年4月1日から事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されました※。書籍を購入した視覚障害者等から、利用できる形式として電磁的記録の提供の申し出があった場合に、合理的配慮の提供を行うことが過重な負担に当たるかどうかについて、出版者において個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断し、対応することが必要となります。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称「障害者差別解消法」)第8条第2項

<参考> 内閣府ホームページ

・合理的配慮の提供等事例集

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html

・リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki\_hairyo2/print.pdf

以上

別添資料1 参照条文 別添資料2 チラシ 出版社の皆様へ

## 【本件担当】

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習·安全課障害者学習支援推進室

TEL: 03-5253-4111 (内線 3613)

Email: sst@mext.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課 自立支援振興室

TEL: 03-5253-1111 (内線 3076)

Email: syougaijyoui@mhlw.go.jp

経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課

TEL: 03-3501-1750